

新型コロナウイルス感染症対策について

帰国者・接触者相談センターおよび一般相談窓口の電話番号が変更になりました

健康福祉課健康係 ☎²⁵1146

6月19日(金)から、下記のとおり変更になりました。

これまでどおり、土曜・日曜日、祝日も含め24時間受け付けています。

新型コロナウイルス感染症
の疑いがある場合

帰国者・接触者相談センター ※時間帯によって連絡先が異なります。

- 午前9時～午後9時 ☎0596²⁷5140 伊勢保健所
- 午後9時～翌午前9時 ☎059-229-1199 三重県救急医療情報センター

新型コロナウイルス感染症
に関する一般相談

- 午前9時～午後9時 ☎0596²⁷5140 伊勢保健所
- ☎059-224-2339 三重県庁相談窓口
- ☎0120-565653 厚生労働省相談窓口

プレミアム付商品券

COME ON★とば券(こいとばけん)を発券します

農水商工課商工労政係 ☎²⁵1156

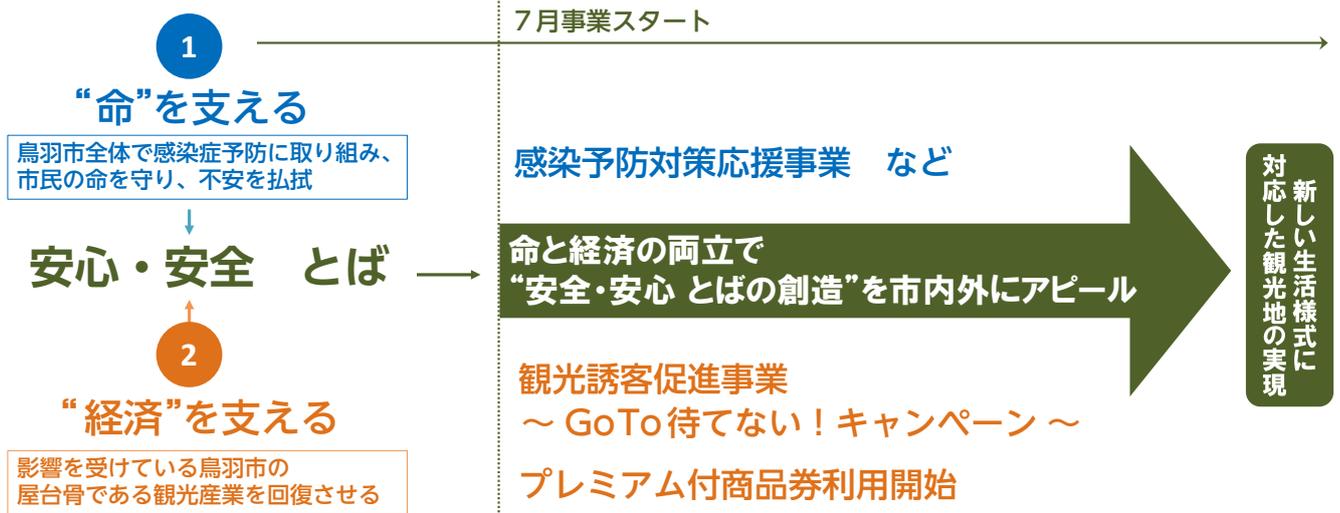
商品券の利用について

概要	新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食を提供する市内店舗などへの利用に対して、市内経済循環向上と経済回復を目的としたプレミアム付商品券「COME ON★とば券(こいとばけん)」を発券します。		
商品券について	1セット 5,000円分商品券 を 3,500円 で販売 ⇒ 1セットあたり 1,500円 お得です！	使用期間	7月1日(水)～10月31日(土) ※新型コロナウイルスの感染状況などにより、使用期間が変更となる場合があります
販売場所	市内郵便局	販売期間	7月1日(水)～9月30日(水)
購入対象者	鳥羽市民(1人あたり2セットまで)		
対象店舗	飲食店、ホテル・旅館・民宿でのランチなどで利用でき、6月17日時点で65店舗登録されています。対象店舗は随時追加される予定です。くわしくは市ホームページに掲載します。		

参加事業所の募集について

対象店舗	市内の飲食を提供する施設(宿泊施設を含む)で前年同月比売上が30%減少している店舗や事業所 ※本年から開店し、前年度との売上ができない事業所についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は対象となります
応援金	①本商品券の取扱店舗として登録していただいた事業者に対し、参加事業所応援金として、 1万円を給付 します。 ②「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」を受給していない事業者に対しては、 2万円を上乗せ給付 します。
応援金	下記の必要書類を用意し、農水商工課までお越しください。 ①鳥羽市プレミアム付商品券参加事業所応援金申請書 ②今年1ヵ月の売上および前年同月の売上がわかる書類(確定申告書の写し、決算報告書の写し、売上台帳など) ③営業に必要な許可などを取得していることがわかる書類(飲食店営業許可書など) ④振込先の通帳(写しでも可) ※その他、持続化給付金の受給を証明する書類(電子データ含む)があれば売上減少を証明することができるので推奨します。申請書は市ホームページからダウンロードしていただくか、農水商工課窓口、鳥羽商工会議所で配布しています。

“命”と“経済”の2つの柱を両立させて事業展開します



感染予防対策応援事業

健康福祉課健康係 ☎️ 1146

概要	市民・観光客双方の、新型コロナウイルス感染症に対する不安解消を図り、感染予防と地域経済の回復の両立を実現する目的で、感染対策を実施している事業所に対し、「感染予防対策実施ステッカー」と感染対策ガイドラインを配布するとともに応援金を交付します。																									
内容	<p>①感染予防の啓発・広報活動 官民の枠を超えて市全体で感染予防を実施するため、感染予防に関するチラシ・ガイドラインを活用し、市内事業者などへの啓発・広報活動を行います。また対策を行った事業者に対して「感染予防対策実施ステッカー」を配布し、感染予防対策を実施した店舗などを可視化します。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症予防対策応援金 消毒液の設置や従業員のマスクやフェイスシールドの着用、店舗内の仕切り設置など、感染予防対策を行っている事業所に対し、感染予防にかかる費用について2万円～7万円の応援金を支給します。</p>																									
交付額	<p>下記の表のとおり交付額を算出します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本額</th> <th colspan="2">1万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算1</td> <td rowspan="3">従業員数により</td> <td>1～49人</td> <td>① 1万円</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>② 2万円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>③ 3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加算2</td> <td rowspan="3">宿泊施設対象 収容人数により</td> <td>1～99人</td> <td>④ 1万円</td> </tr> <tr> <td>100～499人</td> <td>⑤ 2万円</td> </tr> <tr> <td>500人以上</td> <td>⑥ 3万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大型集客施設 年間集客人数により</td> <td>年間10万人以上</td> <td>⑦ 3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【例1】 宿泊施設で従業員56人・収容人数70人の場合 基本額 1万円 + 加算1-② 2万円 + 加算2-④ 1万円 = 交付額 4万円</p> <p>【例2】 年間20万人を集客する大型集客施設で 従業員が108人の場合 基本額 1万円 + 加算1-③ 3万円 + 加算2-⑦ 3万円 = 交付額 7万円</p>		基本額		1万円		加算1	従業員数により	1～49人	① 1万円	50～99人	② 2万円	100人以上	③ 3万円	加算2	宿泊施設対象 収容人数により	1～99人	④ 1万円	100～499人	⑤ 2万円	500人以上	⑥ 3万円		大型集客施設 年間集客人数により	年間10万人以上	⑦ 3万円
基本額		1万円																								
加算1	従業員数により	1～49人	① 1万円																							
		50～99人	② 2万円																							
		100人以上	③ 3万円																							
加算2	宿泊施設対象 収容人数により	1～99人	④ 1万円																							
		100～499人	⑤ 2万円																							
		500人以上	⑥ 3万円																							
	大型集客施設 年間集客人数により	年間10万人以上	⑦ 3万円																							

観光誘客促進事業

～ Go To 待てない! キャンペーン～

観光課観光企画係 ☎️ 1155

概要	経済波及効果の高い観光産業の回復を図る目的で、国や県の動きに先行または連動する鳥羽市独自の宿泊キャンペーンなどを実施し、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けている宿泊および観光施設などを支援し、市内経済全体の好循環を創出します。	
内容	<p>①三重県民宿泊優待 7月8日(水) スタート 鳥羽市独自の誘客キャンペーンとして1人あたり最大5,000円割引となる宿泊クーポンをインターネット予約サイトを中心に発行します。</p> <p>②市内周遊促進 7月スタート予定 鳥羽へ訪れた観光客が観光施設をはじめとした地域への周遊および消費促進につながるきっかけとなるキャンペーンを実施します。くわしくは鳥羽市観光情報サイトにて公開します。</p>	

新型コロナウイルス感染症に関する追加・変更のあった支援策について

	対象	支援内容	問合せ先	
事業主用	従業員に子どもがいる	小学校休業等 対応助成金	厚生労働省 コールセンター ☎ 0120 60 3999	
	フリーランスで 子どもがいる	小学校休業等 対応支援金		
個人・世帯用	児童扶養手当受給世帯 などへの給付 (基本給付)	新ひとり親世帯 臨時特別給付金	健康福祉課子育て支援室 ☎ 25 1184	
	収入が減少した児童 扶養手当受給世帯な どへの給付 (追加給付)			
	収入が減少した児童 扶養手当受給世帯な どへの給付 (追加給付)	支給対象者 ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けているかた ②公的年金給付などを受給しており、令和2年6月分の 児童扶養手当の支給が全額停止されるかた ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収 入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた 基本給付 1世帯 5万円、第2子以降1人につき 3万円 追加給付 1世帯 5万円		
	猶予(支払い延長・免除)	徴収の猶予 (国民健康保険 税は減免あり)	市税の徴収を1年間猶予 猶予期間中の延滞金の一部または全部免除	税務課特別滞納整理係 ☎ 25 1136 管理収納係 ☎ 25 1132 市民税係 ☎ 25 1134
	介護保険料を支払えない	減免または 徴収の猶予	失業などの理由により納付が難しい場合、一定の条件 で全額または半額免除、納付猶予	健康福祉課長寿介護係 ☎ 25 1186
後期高齢者医療保険 料を支払えない	減免または 徴収の猶予	失業などの理由により納付が難しい場合、一定の条件 で全額または半額免除、納付猶予	市民課保険年金係 ☎ 25 1148	

その他の主な支援策について

	対象	問合せ先
事業主用	利用予約延期協力金(三重県の宿泊予約延期協力金に上乗せして交付)	観光課観光企画係 ☎ 25 1155
	持続化給付金	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570 (漁業者のかた) 農水商工課水産係 ☎ 25 1167 鳥羽磯部漁業協同組合 ☎ 25 2328
	雇用調整助成金(コロナ特例)	厚生労働省コールセンター ☎ 0120 60 3999
	セーフティーネット保証(4・5号)/危機関連保証	日本政策金融公庫津支店 ☎ 059-227-0251 最寄りの金融機関または信用保証協会
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の金利引き下げ	鳥羽商工会議所 ☎ 25 2751
	中小企業の経営相談	鳥羽商工会議所 ☎ 25 2751
個人・世帯用	農林漁業者の経営相談	【農業】三重県担い手支援課 ☎ 059-224-2354 【漁業】三重県水産振興課 ☎ 059-224-2606
	法人税などの猶予・軽減	伊勢税務署 ☎ 0596 28 3191
	社会保険料の猶予	ご加入の健康保険組合、年金事務所 ☎ 0596 27 3601
	特別定額給付金	特別定額給付金窓口 ☎ 25 1211
	住居確保給付金	鳥羽市社会福祉協議会 ☎ 25 1188
	高等教育修学支援制度	日本学生支援機構 ☎ 0570-666-301
個人・世帯用	緊急小口資金(特例貸付)	鳥羽市社会福祉協議会 ☎ 25 1188
	総合支援資金(特例貸付)	
	国民年金の免除または猶予	市民課保険年金係 ☎ 25 1148
	上下水道料金の支払いの猶予	水道課 ☎ 26 2641
市営住宅家賃の支払いの猶予	建設課管理係 ☎ 25 1171	

予約制 新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所開設について

新型コロナウイルス感染症の影響により国、県および市の助成金などの事務手続きを支援するために、新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所を設置しました。多くの市民のみなさまに各種助成金などを活用していただきたいと考えておりますので、ぜひ利用してください。

ところ 鳥羽市民文化会館 3階 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来室の際はマスクの着用をお願いします。

開設時間 毎週月曜日～水曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始の閉庁日を除く)

電話での相談 ①農水商工課商工労政係 ☎ 25 1156 FAX 29 2810 ②新型コロナウイルス感染症関連助成金等事務相談所 ☎ 25 1241

対象 鳥羽市にお住まいのかたまたは市内で事業・就労をされているかた
その他の場合は、事前に電話で問い合わせてください。

その他、相談窓口一覧や新型コロナウイルス感染症緊急対策については市のホームページなどでも掲載しています。

鳥羽市公式ホームページ - 新型コロナウイルス感染症関連情報 URL <https://www.city.toba.mie.jp/bousai/2020korona.html>

